

件名	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第2項
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び事務（下記事務であって規則で定めるもの）を追加するための改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提供する県の執行機関 公安委員会</li> <li>○ 提供する事務</li> </ul> <p>道路交通法（昭和35年法律第105号）による放置違反金の納付命令又は徴収（当該放置違反金に係る延滞金及び手数料の徴収を含む。）に関する事務</p>	
施行日	平成26年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>○住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）抄</p> <p>（都道府県における本人確認情報等の利用）</p> <p>第三十条の八 省略</p> <p><u>2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</u></p>	